

日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会

令和 8 年度 第 1 回 常任幹事会レポート



去る令和 8 年 5 月 21 日(木)に開催された標記会議内容についてお知らせします。

議題 1. 令和 7 年度総合型地域スポーツクラブ育成実施報告及び決算について

事務局から、令和 8 年度総合型地域スポーツクラブ育成に係る取組内容および予算について説明し、協議の結果、原案のとおり承認された。なお、本議題は、SC全国ネットワーク総会、地域スポーツクラブ育成委員会および日本スポーツ協会理事会にて諮る予定としている。

<意見>

○都道府県委託金について、都道府県の負担金が発生するのはどのような場合なのか。

【事務局】

対象外経費として見込んでいたものもあれば、委託金の経理処理に関する一部の誤解により、結果として対象外経費が発生したケースもある。

○繰入金を縮小できなければ、日本スポーツ協会の負担も大きくなる。このまま繰入金の額が毎年増加すれば、日本スポーツ協会の財政を圧迫することになるため、その点を常任幹事は理解しておく必要がある。スポーツ少年団でも、登録料の見直しが行われているが、一定程度は受益者負担を考慮しなければ、恒常的な繰入金に依存する構造となる。

○総合型クラブ育成事業は赤字であるため、日本スポーツ協会本体から繰入金を受けているという理解でよい。また、仮に黒字となった場合はどのような処理になるのか。

【事務局】

当協会全体として赤字の状態であるため、仮に本事業の決算上で黒字が生じた場合、その差額は当協会全体の財源として扱われ、他事業の赤字補填等に充てられる。今後も協賛先の獲得などにより、できる限り繰入金を抑える努力をしていきたい。

議題 2. 総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度 認証制度について

(1)申請条件(法人格・部活動運営団体)について

事務局から、総合型地域スポーツクラブ認証制度の申請条件のうち、『総合型クラブとして法人格を有していること』の判断基準について説明した。協議の結果、以下のパターンの認証申請を可能とし、その他のパターンについては引き続き協議することで承認された。

<新たに承認されたパターン>

- ① 法人内の事業として総合型クラブの運営が位置づけられ、法人格を有する団体の活動エリアと同一エリアにクラブを設置し、その団体内に 1 クラブのみ設置しているパターン
- ② 法人の組織内組織として総合型クラブが位置づけられ、法人格を有する団体の活動エリアと同一エリアにクラブを設置し、その団体内に 1 クラブのみ設置しているパターン

また、「部活動の地域展開タイプ」の申請条件のひとつである「運営団体」であることを満たす要件について協議を行い、次回(令和 8 年度第 2 回)の常任幹事会において改めて協議することが承認された。

<意見>

法人格について

○同一エリア内で複数の総合型地域スポーツクラブを運営している場合の認証申請の扱いはどうなるのか。

【事務局】

例えば、市スポーツ協会が 2 か所で別のクラブを運営している場合、認証を申請できるのは原則としていずれか一つのクラブとしてよいのではと考えている。それぞれのクラブが独立した法人格を有している場合は、両方のクラブが申請することが可能である。

○同一法人が運営するそれぞれのクラブが地域展開の運営団体となっている場合の扱いはどうなるのか。

【事務局】

認証制度の共通要件として、申請団体には法人格を有していることを求めている。そのため、まず法人格の有無を確認することが前提となる。複数の運営団体が存在する場合でも、それぞれが独自の法人格を有していなければ、認証申請はどちらか一方のみとしてよいのではと考えている。

○ある市のスポーツ協会が、運営する総合型クラブを運営団体として認証を取得した場合、その下に存在する各活動団体はすべて実施主体という位置付けになり、運営団体としての認証は受けられないという理解でよいのか。

【事務局】

実施主体はもともと認証制度の対象外であり、認証を申請できるのは運営団体である総合型地域スポーツクラブのみとなる。

○地域の中でどの団体が運営団体として認証を目指すのかについて、あらかじめ関係者間で十分な合意形成を図る必要がある。市町村スポーツ協会等の大規模な組織が総合型クラブを運営して認証を

取得した結果、個別に準備を進めていた総合型クラブが認証を受けられなくなり、認証団体数の増加を妨げるというリスクもある。

- 法人格を有する団体の下に複数の登録クラブが存在する場合が考えられる。そのような場合でも、一方のクラブしか認証を受けられないという整理には疑問がある。両方のクラブが登録クラブとして独立して活動しているのであれば、それぞれ認証を受けられるようにしてもよいのではないか。

【事務局】

複数の登録クラブが存在する場合の扱いについては、引き続き議論して整理する余地があると思われる。今回は、同一エリア内に認証対象となるクラブは一つであるという場合をいったん議論していただきたい。

運営団体について

- 一つ以上の中学校を対象として活動し、「部活動」としてではなく複数の学校から生徒が集まるクラブチームもある。このような一般的なクラブチームの活動は、本件に該当するのか。部活動を丸ごと受け入れている場合のみ対象となるのか。

【事務局】

あくまで「部活動の地域展開における地域スポーツクラブ活動」であることが前提である。一方で、学校との協議を経て、部員不足などを背景に特定の部活動の受け皿として総合型クラブが対応し、他校の生徒も受け入れながら部活動の代替として活動している場合は、地域展開における地域スポーツクラブ活動に該当すると認識している。実際の判断に当たっては、活動の背景や経緯を十分に確認する必要がある。

- 各市区町村では、部活動の地域展開に関する検討委員会等が設置されており、その中で実施主体や運営団体の位置付けが整理されているはずである。その整理を確認することで、当該活動が部活動の地域展開に位置付けられるかどうかを判断できる。基本的には市区町村が方針を決定するため、その判断が重要となる。

- 「実質的に運営団体としての機能を果たしている」という判断を誰が行うのか。資料上の整理だけでなく、その実態を誰が認定するのか確認したい。

【事務局】

昨年度は、活動実態や果たしている機能を踏まえ、運営団体として認められるかを常任幹事会において評価してきた。また、行政側も一定程度その活動を認めていることを確認した上で判断している。「運営団体としての位置付けを誰が認めるのか」という点に関しては、行政が認めていると認識している。

- 現場では認証制度や「運営団体」の考え方が十分に理解されていない可能性もある。制度開始直後であり、さまざまな課題が生じることは想定されるため、行政に対する制度周知は重要である。また、教育委員会とスポーツ担当部署が分かれている自治体も多く、双方に制度の説明を行う必要がある。今後はさまざまな事例を想定しておく必要がある。

(2)部活動の地域展開タイプ改善検討 WG について

事務局から、去る5月14日に開催された第1回部活動の地域展開タイプ改善検討ワーキンググループの協議内容について説明。主な検討項目である「審査書類の見直し」、「認証クラブの状況確認」については、引き続きワーキンググループにおいて協議した後、次回の常任幹事会において、具体的な変更点について協議することが承認された。

<意見>

○安全管理体制における「安心」の観点では、ハラスメントへの対応体制が重要である。指導者同士だけで対応を完結させるのではなく、第三者が必ず関与し、客観的にチェックできる仕組みが必要ではないか。セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等の問題は表面化しにくいいため、客観的な評価・相談体制を整備しなければ、保護者が安心して子どもを預けることが難しくなる可能性がある。

(3)令和8年度認証制度申請数について

事務局から、令和8年度認証制度申請数として、部活動の地域展開タイプ、障がい者のスポーツ推進タイプともに9クラブから認証申請があった旨を報告し、これを了承した。

<意見>

なし

(4)健康寿命の延伸タイプ(仮称)について

事務局から、これまで「健康寿命の延伸タイプ(仮称)」としていた認証タイプの名称を「健康スポーツ推進タイプ」とすることについて説明し、協議の結果、原案の通り承認された。

併せて、現在の検討状況および今後のスケジュールについて報告し、これを了承した。

<意見>

○安全・安心な活動を考える際には、障がい者、子ども、高齢者など、さまざまな世代が参加することを前提とすると、「安全・安心な活動」とは何かを、より具体的に確認・チェックできるようにしておく必要があると考える。

【事務局】

指摘いただいた内容は、特定の類型に限られるものではなく、すべての類型に共通する横断的な事項であると考え。ワーキンググループ単位の検討というよりも、共通条件として整理した上で、事務局において準備を進めたい。

議題 3. 総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度 都道府県独自基準の策定

事務局から、愛知県から申請があった独自運用ルール・独自基準(案)について説明。協議の結果、原案の通り承認された。

<意見>

なし

議題 4. 男女共同参画部会の名称変更について

事務局から、SC 全国ネットワークの専門部会である「男女共同参画部会」について、男女共同参画に限らず、より広い視点から取組を推進していく必要性を踏まえ、部会名称を「地域多様性・共生部会」に変更する旨、男女共同参画部会から提案されたことを説明した。協議の結果、「地域」を省略し、「多様性・共生部会」とすることで承認された。

<意見>

○※男女共同参画部会長として補足説明

前回の部会で、部会名称の変更について協議した。多くの委員から「多様性・共生」という方向性には賛同する意見があった。一方で、「男女共同参画」という言葉が外れることでジェンダーに関する取組が薄まるのではないかといった懸念も示された。また、クオータ制の導入を巡る議論の中で、反対意見を寄せた都道府県からも、「多様性」という視点の必要性を指摘する声が多くあった。当初は「多様性・共生部会」という案が出されていたが、「地域」という言葉を加えた「地域多様性・共生部会」とする案が提案された。男女共同参画部会の出発点はクオータ制度の導入であった。制度としてのスタートは切れたものの、男女共同参画の理念を実際に機能させることは今後の課題であり、ジェンダーに関する取組はまだ途上である。一方、多様性・共生の視点も時代の要請として重要であることから、部会では「地域多様性・共生部会」の名称案について概ね了承を得た。

○「地域」という言葉を入れることには違和感がある。SC 全国ネットワーク自体が地域スポーツクラブの協議会であり、その下部組織である部会名に改めて「地域」を付ける必要性は感じない。「地域」が重なることで、かえって活動の範囲を狭めている印象を受ける。

○「地域」という言葉には、それぞれの地域において総合型クラブが男女共同参画や多様性・共生の実践の核となる、という意味が込められている。クオータ制度も SC 全国ネットワークの役員構成だけで完結するものではなく、各地域の総合型クラブにおいて男女比の均衡に近づけていくことを目指している。その趣旨を踏まえ、「地域」をつける案を支持した。

○「地域」という名称の良し悪しではなく、その都度説明が必要になるのであれば、名称自体を再検討してもよいのではないか。

○私は逆に、「地域」を入れることで地域ごとの特徴や多様性が表現できると受け止めた。各地域でそれぞれの特性があってよく、その意味で「地域多様性・共生」という名称は適切ではないかと考える。

○ここでも解釈が分かれているように、「地域」という言葉の受け止め方には幅がある。その違いを踏まえ、どのような考え方を採用するのか整理しておけばよいと思う。説明を受ければ理解できる内容ではあるが、名称だけを見ると疑問を抱く人もいるだろう。

○「地域」という言葉は、複数の名称案の中から、地域性を強調する意図で加えられたものである。ただし、部会として強いこだわりがあるわけではない。「地域」を外したとしても、部会の趣旨が損なわれるものではないと考える。

○「地域」を加えた意図は理解できるが、それによって違和感を抱く人がいるのであれば、よりシンプルな名称の方がよいのではないか。

議題 5. ブロック別クラブネットワークアクションについて

(1) プログラム構成について

事務局から、令和 8 年度ブロック別クラブネットワークアクションのプログラム構成案について説明し、内容について協議した。今後の共通プログラム検討にあたっては常任幹事の中から協力者を選任すること、その人選については幹事長一任とすることが承認された。

<意見>

なし

(2) 開催形式等の見直しについて

事務局から、令和 7 年度から検討を続けているブロック別クラブネットワークアクションの見直しについて、現在の検討状況や今後のスケジュールについて説明した。協議の結果、令和 9 年度第 2 回総会での最終決定に向け引き続き検討を進めていくこととなった。

<意見>

○剰余金が生じているのはどういった理由からか。

【事務局】

現在、各ブロックには開催経費として上限 50 万円を設定しているが、決算時には実際の支出額が上限を下回るケースが多く、上限額を使い切る事例はほとんどないと認識している。

○各ブロックが会場費等を工夫しながら節約している結果ではないか。本来は利用したい会場があっても、会場費だけで上限額の大半を占めてしまうため、他の経費を考慮して会場選定を抑えているケースもあると思われる。

【事務局】

スポーツ振興くじ助成金の申請は 12 月頃に行われるため、それまでに各会場が必要となる経費を事前に把握し、実態に見合った予算申請につなげたいと考えている。また、実際の経費が上昇する中で、一律の予算配分には限界がある。今後は開催地の事情や必要経費を早い段階で共有してもらい、実態に即した予算編成を行いたい。

○ブロックごとで独自にスポンサーを募り、その協賛金を運営費に充てることは可能なのか。

【事務局】

現状では、JSPO の協賛企業の関係上、各ブロックが独自にスポンサーを付けることは認めていない。実施する場合は、SC 全国ネットワーク全体として協賛を得る形になると考えている。

- 自主財源の活用については、学会運営などでも、主催者からの支援だけでは十分な運営が難しい場合に独自に資金を確保することで、開催内容の充実につながる例がある。余剰が生じれば次回以降の活動にも活用でき、実行委員のモチベーション向上にもつながる。自主財源を活用できれば、実行委員会の負担は増える可能性があるものの、プログラムの多様化や魅力向上が期待できるのではないかな。
- ネットワークアクション本体とは別に、前日等に各ブロックが独自企画を実施すること自体は可能なのかな。

【事務局】

会計を明確に区分し、適切に管理することが前提となる。実際にそのような形で実施した事例もある。会場を共用するなど工夫しながら運営し、会計処理も適切に行われていた一方で、中心となって運営した担当者の負担は大きかったようである。

- 仮に複数ブロックによる共同開催を行う場合でも、現在は各ブロックが持ち回りで開催しており、数年先の開催地も事前に把握できている。例えば、数年先を見据えて「関東と北海道で共同開催する」といった調整を、常任幹事間で早い段階から協議できる体制が必要ではないかな。
- 新たな取組に賛同する都道府県もあれば、「現状のままでよい」と考えるところもあるだろう。一方で、20 年間ほぼ同じ方法で実施してきたことを踏まえると、変化を求めるのであれば、事務局側から一定の提案や働きかけを行わなければ変わらないとも感じている。
- 一般企業では「健全な赤字部門」という言葉があるが、総合型クラブや本事業でもそのような考え方でよいのか。それとも黒字化を目指していくべきなのか。

【事務局】

事業ごとに赤字を抑えることは重要な考え方であるが、組織全体としては、マーケティング事業など他部門の収益によって支えられている部分もある。そのため、すべての事業を黒字化しなければならないという考え方ではない。現在は、スポーツ振興くじ助成金を活用しながら、収益を生み出さない形で事業を実施している。収益向上策としては参加料の見直しやスポンサー獲得などが考えられるが、助成金に依存しない形へ大きく転換するのであれば、事業の在り方そのものを再検討する必要がある、実現には相応の困難も伴うと考えている。

参考までに、ネットワークアクション単体の収支では、事業費ベースでは参加料と助成金によって収支均衡が図られており、現状では繰入金を充当するにはいたっていない。

報告 1. 総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度 令和 8 年度登録クラブについて

事務局から、令和 8 年度登録クラブとして 1,098 クラブが認定されたことを報告し、これを了承した。

<意見>

- 登録クラブ数が減少した原因として、指導者資格の義務化が挙げられていたが、クラブの創設に携わった世代から次世代への引継ぎが十分にできていない現状もあると考えている。この問題は今後さらに深刻化していくのではないかと感じている。

報告 2. 令和 8 年度地域スポーツクラブ推進体制基盤強化事業（国庫補助事業）について

事務局から、JSPO における令和 8 年度の取組予定及び都道府県スポーツ協会事業の申請状況について報告し、これを了承した。

<意見>

なし

報告 3. スポーツ少年団との連携促進の進捗について

事務局から、スポーツ少年団と総合型地域スポーツクラブの連携体制の構築の検討状況について、令和 8 年度中の配布を予定している啓発資料の内容を中心に報告し、これを了承した。

<意見>

- 同一地域に存在する異なる種目のスポーツ少年団同士が統合していくというパターンは想定しているか。

【事務局】

地域や学校区内に複数の種目別少年団がある場合、それらを統合したモデルも考えられる。また、統合に至らなくても、指導者や活動会場の共有などの連携も有効であると考えている。

- それぞれが独立した組織であるため、「統合しなさい」と一方的に求めることは現実的ではない。あくまで、こうしたモデルの可能性を提示し、地域の関係者が新たな選択肢として検討するきっかけを提供する形でアプローチしたい。
- 少年団では、少子化の影響により単独での活動継続が難しくなり、複数の団体がまとまって活動する事例が発生している。一方で、競技活動だけでなく、多様な活動を取り入れる必要性も高まっており、その点は総合型クラブの考え方と重なる部分がある。今後、総合型クラブとスポーツ少年団の双方が、それぞれの組織の成り立ちや背景を理解しながら連携のあり方を検討していく必要があると感じている。元々は総合型クラブもスポーツ少年団もドイツのスポーツクラブの考え方を参考に発展してきた経緯もあり、本来的には両者が一体となって地域スポーツを支える姿を目指していくべきではないか。

○本来は当事者同士が課題を共有し、今後の方向性について十分に相談しながら進めていくことが重要である。

報告 4. 総合型地域スポーツクラブ全国協議会 代表委員の変更について

事務局から、令和 7・8 年度 SC 全国ネットワーク代表委員のうち、千葉県、福井県、佐賀県から代表委員変更届の提出があり、代表委員が変更となったことを報告し、これを了承した。

<意見>

なし

報告 5. 令和 8 年度専門部会の取組

事務局から、各種部会(企画部会、広報部会、男女共同参画部会)における令和 8 年度第 1 回会議の協議内容について報告し、これを了承した。

<意見>

なし

報告 6. 令和 8 年度クラブ支援ミーティングについて

事務局から、4 月 23 日(木)、24 日(金)に開催した令和 8 年度クラブ支援ミーティングの概要について報告し、これを了承した。

なお、令和 8 年度はスポーツ少年団との連携の一環として、スポーツ少年団事務担当者会議(4 月 22 日(水))と連続した日程で開催し、参加対象者にも都道府県スポーツ協会スポーツ少年団担当者を新たに加えて開催した。

<意見>

なし

報告 7. 令和 8 年度スポーツ振興くじ助成金交付決定

事務局から、令和 8 年度のスポーツ振興くじ助成金交付決定額について報告し、これを了承した。

なお、ブロック別クラブネットワークアクション 2026 は A 評価(S.A の順の 2 段階評価)のため、申請額から減額となった。

<意見>

なし

報告 8. 令和 7 年度実態調査集計結果について

事務局から、令和7年度に実施した育成状況調査(スポーツ庁)と活動状況調査(JSPO)を令和8年3月31日に公表したことを報告し、これを了承した。

<意見>

なし

報告 9. 2026 年日独スポーツ青少年同時交流（派遣）の参加申込者について

事務局から、総合型クラブ推薦枠として2名の推薦があり、この2名の推薦について SC 全国ネットワーク幹事長の承認を得たことを報告し、これを了承した。

<意見>

○本事業は国庫補助金の導入に伴い名称変更を行った。近年は参加者不足が続いており、大学や総合型クラブにも募集対象を拡大しているものの、定員に達していない状況である。大学の試験日程との重複等も参加促進の課題として挙げられた。総合型クラブにとっても有意義な事業であることから、今後も積極的な周知・推薦をお願いしたい。

○学生にとって非常に良い機会であると考えている。今後、学生への周知・広報に努め、参加を促進していきたい。

報告 10. その他

事務局から、公認クラブマネジャー・アシスタントマネジャー資格を所管している指導者育成委員会マネジメント部会では、今年度、ワーキンググループを設置し養成カリキュラムとテキストの改訂に取り組むことを報告。また、カリキュラムの改訂にあたり、総合型クラブ関係者からオンラインフォームによる意見聴取を行うことを報告し、これを了承した。

<意見>

なし

以上のとおり協議し、12:30 に閉会した。